

医療機関にて PCR 検査を行った場合の算定例

【例 1】PCR 検査を外注にて行う場合（その 1）

診療・検査医療機関（福島県のホームページで公表）にて、初診患者に対して、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査のための検体採取（検体は唾液）を行い、風邪症状に対する A 薬剤を処方。後日、電話再診にて検査結果を伝えるとともに、コロナの療養上の指導を行う。

（1）診療状況

〈8 月 1 日〉

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・PCR 検査のため検体採取（検体は唾液）。PCR 検査は外注。
- ・（新型コロナウイルス感染症の確定診断は付けられないが）風邪症状に対して A 剤を院外処方。

〈8 月 3 日〉

- ・PCR 検査結果（陽性）をもとに、新型コロナウイルス感染症と確定診断。
- ・当該患者に対して、電話にて再診を行うと共に検査結果を伝える。
- ・併せて、新型コロナウイルス感染症の療養上の指導を行う。

（2）算定点数と公費負担医療適用の可否

〈8 月 1 日〉

- * 初診料（288 点）→健康保険
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300 点）→健康保険
- * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250 点）→健康保険
- * SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託）（700 点）→検査の公費
- * 微生物学的検査判断料（150 点）→検査の公費
- * 処方箋料→健康保険
- * 一般名処方加算 2 →健康保険

（解説）検査実施料・判断料の患者一部負担金分は、検査の公費 28 が適用される。この日は新型コロナウイルス感染症の確定診断を付けることができないため、宿泊・自宅療養者の公費は適用されない。

〈8 月 3 日〉

- * 電話等再診料→宿泊・自宅療養者の公費
- * 二類感染症患者入院診療加算（電話等再診・診療報酬上臨時的取扱）（250 点）→宿泊・自宅療養者の公費

（解説）確定診断後に新型コロナウイルス感染症に係る診療を行ったため、コロナに係る診療の費用（上記の場合は電話等再診料、二類感染症患者入院診療加算）の患者一部負担金分は、宿泊・自宅療養の公費 28070605 が適用される。

【例 1】 の【レセプト表示例】

診療報酬明細書
(医科入院外)

都道府 医療機関コード
県番号

令和 年 月分

[illegible]

氏名		特記事項	保険医療機関 の所在地及び名称 (床)
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生		
	職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害	
傷病名	(1) COVID-19疑い (2) COVID-19 (3)	診療開始日	(1) 令和4年8月1日 (2) 令和4年8月3日 (3) 年 月 日
11	初診 時間外 休日 深夜 1回 288点	公費点分数	2日
12	再診 外来管理加算 324 × 1回 324	324	1日
再診	時間外 × 回 休日 × 回 深夜 × 回		1日
13	医学管理 550	550	
14	往診 回 夜間 回 深夜・緊急 回 在宅患者訪問診療 回 その他 薬		
20	21 内服薬調剤 × 単位 回 22 屯服薬調剤 × 単位 回 23 外用薬調剤 × 単位 回 25 処方方 × 回 26 麻毒 回 27 調基		
30	31 皮下筋肉内 回 32 静脈内 回 33 その他 回		
40	処置 薬 剤 回		
50	手麻酔 薬 剤 回		
60	検査 2回 850	850	
70	画像診断 薬 剤 回		
80	処方箋 1回 73		
その他	薬 剤		
療養費の給付	請求点 ※ 決定点	一部負担金額 円	
	2,085	減額割 (円) 免除・支払猶予 円	
	850		
	324	円 ※ 高額療養費 円 ※ 公費負担点数 点 ※ 公費負担点数 点	

【例 2】PCR 検査を外注にて行う場合（その 2）。

診療・検査医療機関（福島県のホームページで公表）にて、初診患者に対して、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査のための検体採取（検体は唾液）を行い、風邪症状に対する A 薬剤を処方。後日、外来診療（対面再診）にて検査結果を伝えるとともに、コロナの療養上の指導を行う。

（1）診療状況

〈8 月 1 日〉

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・PCR 検査のため検体採取（検体は唾液）。PCR 検査は外注。
- ・（新型コロナウイルス感染症の確定診断は付けられないが）風邪症状に対して A 剤を院外処方。

〈8 月 3 日〉

- ・PCR 検査結果（陽性）をもとに、新型コロナウイルス感染症と確定診断。
- ・当該患者に対して、外来診療（対面診療）にて再診を行うと共に検査結果を伝える。
- ・併せて、新型コロナウイルス感染症の療養上の指導を行う。

（2）算定点数と公費負担医療適用の可否

〈8 月 1 日〉

- * 初診料（288 点）→健康保険
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300 点）→健康保険
- * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250 点）→健康保険
- * SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託）（700 点）→検査の公費
- * 微生物学的検査判断料（150 点）→検査の公費
- * 処方箋料→健康保険
- * 一般名処方加算 2 →健康保険

（解説）検査実施料・判断料の患者一部負担金分は、検査の公費 28 が適用される。この日は新型コロナウイルス感染症の確定診断を付けることができないため、宿泊・自宅療養者の公費は適用されない。

〈8 月 3 日〉

- * 再診料→宿泊・自宅療養者の公費
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300 点）→宿泊・自宅療養者の公費
- * 救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱）（COV・外来診療）（950 点）→宿泊・自宅療養者の公費

（解説）確定診断後に新型コロナウイルス感染症に係る診療を行ったため、コロナに係る診療の費用（上記の場合は再診料、院内トリアージ実施料、救急医療管理加算 1）の患者一部負担金分は、宿泊・自宅療養の公費 28070605 が適用される。

【例 2】の【レセプト表示例】

診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県番号		医療機関コード		1 1 社 国 3 後 期 1 単 独 2 本 外 8 高 外 一 医 科 2 公 費 4 退 職 2 2 併 2 2 併 4 六 外 0 高 外 7 3 3 併 6 家 外 10 9 8 給 付 割 合 7 ()	
令和 年 月 分										保険者番号		被保険者証被保険者手帳等の記号・番号		枝番	
公費負担者番号① 28070506										公費負担医療の受給者番号① 99999996					
公費負担者番号② 28070605										公費負担医療の受給者番号② 99999996					
氏 名 1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 . . . 生										特 記 事 項		保険医療機関の所在地及び名称		(床)	
職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害															
傷病名 (1) COVID-19疑い (2) COVID-19 (3)										診療開始日 (1) 令和4年8月1日 (2) 令和4年8月3日 (3) 年 月 日		転 治 死 亡 中 止		診療日数 2 日 1 日 1 日	
1 1 初 診 時間外 休日 深夜 1 回 288 点										公費点数		(1) の中止日: 令和4年8月3日			
1 2 再 診 74 × 1 回 74												(12) *再診料 73×1			
1 3 医学管理 850												*明細書発行体制等加算 1×1			
1 4 在宅 診 時間外 休日 深夜 緊急 在宅患者訪問診療 薬剤 21 内服薬調剤 × 単位 回 22 外用薬調剤 × 単位 回 23 処方箋 × 単位 回 24 麻酔薬調剤 × 単位 回 25 注射薬調剤 × 単位 回 26 その他 単位 回 27 処置 薬剤 30 注 射 31 皮下筋肉内 回 32 静脈内 回 33 その他 回 40 処置 薬剤 50 手術 薬剤 60 検査 薬剤 2 回 850 70 画像診断 薬剤 回 80 その他 処方箋 1 回 73 950 950												(13) *二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱) 250×1			
												*院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱) 300×1			
												*院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱) 300×1			
												(60) *SARS-CoV-2核酸検出(検査委託) 700×1			
												*微生物学的検査判断料 150×1			
												検査を実施した施設名(SARS-CoV-2核酸検出): ●● 検査会社			
												検査が必要と判断した医学的根拠(SARS-CoV-2核酸検出); 発熱、全身倦怠感よりCOVID-19を疑い施行			
												(80) *処方箋料(リフィル以外・その他) 68×1			
												*一般名処方加算2(処方箋料) 5×1			
												*救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療) 950×1			
療 養 保 険 給 付 3,085 点 ※ 決 定 点										一部負担金額 円					
公費① 850 点 ※										減額割(円)免除・支払猶予 円					
公費② 1,324 点 ※										円 ※ 高額療養費 円 ※ 公費負担点数 点 ※ 公費負担点数 点					

【例 3】PCR 検査を院内にて行う場合。

診療・検査医療機関（福島県のホームページで公表）にて、初診患者に対して、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査（検体は唾液）を院内で行い、確定診断後にコロナの症状に係る薬剤を処方した場合。

（1）診療状況

- ・医師が診療の上、新型コロナウイルス感染症を疑い、検査の必要性を認める。
- ・PCR 検査を院内で行い、結果は陽性。
- ・検査結果をもとに、医師が COVID-19 と確定診断。
- ・COVID-19 の症状に対する A 薬剤を院外処方。

（2）算定点数と公費負担医療適用の可否

- * 初診料（288 点）→健康保険
- * 院内トリアージ実施料（診療報酬上臨時的取扱）（300 点）→健康保険
- * 二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250 点）→健康保険
- * 救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱）（C O V・外来診療）（950 点）→宿泊・自宅療養者の公費
- * SARS-CoV-2 核酸検出（検査委託）（700 点）→検査の公費
- * 微生物学的検査判断料（150 点）→検査の公費
- * 処方箋料→宿泊・自宅療養者の公費
- * 一般名処方加算 2→宿泊・自宅療養者の公費

（解説）

- ① 検査実施料・判断料の患者一部負担金分は、検査の公費 28 が適用される。
- ② 検査を行い、確定診断を行った後のコロナに係る診療の費用（上記の場合は救急医療管理加算 1、処方箋料、一般名処方加算 2）の患者一部負担金分は、宿泊・自宅療養の公費 28070605 が適用される。（宿泊・自宅療養者の公費よりも検査の公費が優先適用されるため「公費①」に検査の公費番号が入る）
- ③ 確定診断を行う前の診療に係る点数は公費が適用されないため、健康保険扱いとなり、患者一部負担金が発生する。
- ④ 救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱）（C O V・外来診療）（950 点）を算定する患者が 6 歳未満の場合は「乳幼児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）」（400 点）を、6 歳以上 15 歳未満の場合は「小児加算（救急医療管理加算・臨時的取扱）（外来診療・往診等）」（200 点）をさらに算定できる。

【例 3】の【レセプト表示例】

診療報酬明細書
(医科入院外)

都道府 医療機関コード
県番号

令和 年 月分

—							—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏名			特記事項		保険医療機関の所在地及び名称					
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生									
職務上の事由		1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害		(床)						
傷病名	(1) COVID-19疑い (2) COVID-19 (3)				診療開始日	(1) 令和4年 8 月 1 日 (2) 令和4年 8 月 3 日 (3) 年 月 日	転治中死亡中止	診療実日数	保険診療 公費①公費②	2 日 1 日 1 日
	11	初診	時間外 休日 深夜	1 回	288点	公費分点数				
	12	再診	再外来管理加算 時間外 休日 深夜	× × × ×	回 回 回 回					
13	医学管理				550					
14	在宅	往診 深夜・緊急 在宅患者訪問診療 その他 薬剤	回 回 回 回							
20	投薬	21 内服薬調剤 22 屯服薬調剤 23 外用薬調剤 25 処方箋 26 麻毒基 27 調剤	× × ×	単位回 単位回 単位回 回 回 回						
30	注射	31 皮下筋肉内 32 静脈内 33 その他	回 回 回							
40	処置	薬剤	回							
50	手術	薬剤	回							
60	検査	薬剤	2 回	850	850					
70	画像診断	薬剤	回							
80	その他	処方箋 薬剤	1 回	73 950	73 950					
療養費の給付	請求点		※ 決定点		一部負担金額		円			
	2,711				減額割 (円)免除・支払猶予		円			
	850		点				円			
	1,023		点		円		※ 高額療養費 円		※ 公費負担点数 点 ※ 公費負担点数 点	